

高齢者虐待を防ぎましょう

「虐待」とは、殴る蹴るといった身体的なものだけではなく、心理的なものなども含まれます。

高齢者虐待は、具体的には 65 歳以上の高齢者に対して行われる次のような行為をさします。

身体的虐待

叩く、つねる、殴るなどの暴行を加える

介護・世話の放棄、放任

入浴させず異臭がする、食事や水分を与えず衰弱させる、同居人の虐待行為を放置する

心理的虐待

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、話しかけられても意図的に無視をする

性的虐待

わいせつな行為をする、またはさせる

経済的虐待

必要な金銭を渡さない、本人の自宅などを無断で売却する

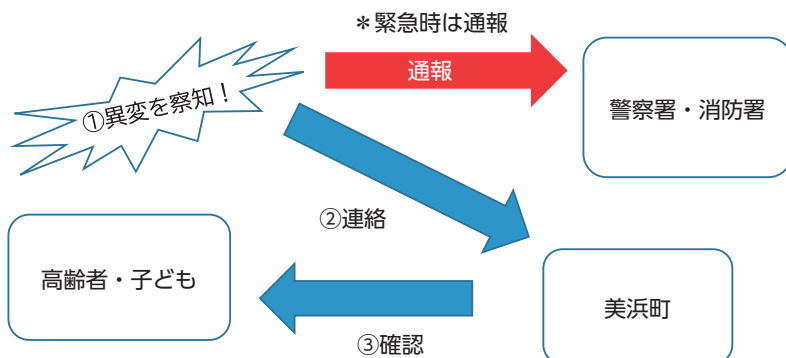
「虐待かもしれない」と思ったら、役場福祉課高齢介護係または地域包括支援センターに躊躇わず相談・連絡してください。

問合せ 福祉課 内線 361・362
美浜町地域包括支援センター ☎83-0294

「地域の見守り活動」にご協力ください

近年、町ではひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増えており、社会的には子どもの虐待が増加しています。そのため、町では住民の方々が住み慣れた場所で安心して暮らし続けられるように、民生委員を始めとした「地域の見守り活動」に取り組んでいます。しかしながら、この活動を強化していくには、複数のの方々による連携が非常に重要です。

この活動を通じて、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めていきます。



はじめての 人生会議講座

突然に備えるあなた・家族の
心構えとは？

「もしものとき」は突然やってくる…
早めに話し合っておいてよかった！



何から手を付けていいかわからない人生会議のはじめ方や自分や家族の万が一に備えて、「もしものとき」に対する心構えを学びませんか？

- と き 11月30日(土曜日)
午後1時30分～4時00分
- ところ 美浜町保健センター3階
集団指導室
- 定員 50名(先着順)
- 講師 株式会社JAやすらぎセンター
企画管理部 北島 孝昭氏
合同会社紬
代表 犬飼 祥帆氏(司法書士)
代表 小山 茂三氏(税理士)
- 参加費 無料
- 演題 「思いを残す大切さを学ぼう
～終活は自分のためではなく大切な家族のために～」
「家族を困らせない遺産相続
～もしものに備えて今からできること～」
- その他 情報保障(手話通訳、要約
筆記)が付きます。
- 申込み 11月20日(水曜日)までに電話
または直接福祉課窓口へ